

鳥取市農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（以下「本補助金」という。）について、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、鳥取県機構集積協力金交付事業費補助金交付要綱及び鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積を農地中間管理事業の活用により推進を図り、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金の額は、別表第1欄の補助対象事業の区分に応じて当該事業の対象となる農地の面積に同表第3欄に掲げる交付単価の額を乗じて得た額から仕入控除税額（本補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除いた額で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2条に規定する書類は、補助対象事業の内容に応じて様式第1号、様式第2号又は様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、別表第4欄に掲げるもの以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告は、規則第4条に規定する交付申請書によりなされたものとみなす。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月31日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年2月20日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月6日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第7条関係）

1 対象事業	2 交付対象者	3 交付単価	4 重要な変更
地域集積協力金交付事業	国実施要綱別記2-1の第5に規定する地域	<p>交付対象者が地域の農地面積に占める機構への貸し付け面積に応じた次の額</p> <p>1 集積タイプ</p> <p>(1) 一般地域 ((2) の地域以外)</p> <p>ア 機構の活用率が20%超40%以下：1.0万円/10a</p> <p>イ 機構の活用率が40%超70%以下：1.6万円/10a</p> <p>ウ 機構の活用率が70%超：2.2万円/10a</p> <p>(2) 中山間地域</p> <p>ア 機構の活用率が4%超15%以下：1.0万円/10a</p> <p>イ 機構の活用率が15%超30%以下：1.6万円/10a</p> <p>ウ 機構の活用率が30%超50%以下：2.2万円/10a</p> <p>エ 機構の活用率が50%超：2.8万円/10a</p> <p>2 集約化タイプ</p> <p>ア 機構の活用率が40%超70%以下：0.5万円/10a</p> <p>イ 機構の活用率が70%超：1.0万円/10a</p>	<p>1 補助金の増額</p> <p>2 対象事業の新設又は中止</p>
経営転換協力金交付事業	国実施要綱別記2-1の第6に規定する者	<p>交付対象者が交付要件を満たしかつ耕作者へ転貸された場合の農地の面積に応じた次の額</p> <p>1 令和元年度から令和3年度までの交付額</p> <p>国実施要綱の別記2-1の第6の2に規定する交付要件（以下「交付要件」という。）を満たす農地の合計面積×1.5万円/10a（上限50万円/戸）</p> <p>2 令和4年度及び5年度の交付額</p> <p>交付要件を満たす農地の合計面積×1.0万円/10a（上限25万円/戸）</p> <p>なお、令和4年度及び5年度は、国実施要綱の別記2-1の第5の地域集積協力金交付事業と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象とする。</p>	<p>1 補助金の増額</p> <p>2 対象事業の新設又は中止</p>

経営転換協力金交付申請書

鳥取市長 様

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 -)			
		都道府県			市区町村
電話	-	-	FAX	-	-

(1) 経営面積

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

(2) 廃止する農業部門

機構への貸付前に経営していた農業部門

廃止する農業部門

番号	品目	番号	品目

番号欄には、以下の農業部門の番号を記載して、品目を記入して下さい。

- ① 土地利用型作物 ② 露地野菜等
- ③ 施設野菜 ④ 露地果樹
- ⑤ 施設果樹 ⑥ 露地花き
- ⑦ 施設花き ⑧ 茶
- ⑨ 牧草 ⑩ サトウキビ
- ⑪ その他(上記以外の農業生産部門)

(3) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地の内数)

所在	地番	地目	面積
			m ²
			m ²
			m ²
合計面積			m ²
交付申請面積(a単位)			a

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
 ※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額	円
--------	---

(4) 耕作等を続ける農地

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	有・無	「有」の場合 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)	<input type="checkbox"/> 該当する
------------	-----	--	-------------------------------

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

経営転換協力金交付申請書

鳥取市長 様

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒)			
		都道府県	市区町村		
電話	— —	FAX	— —		

(1) 経営面積

自作地	借地	合計

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地の内数)

所 在	地 番	地 目	面 積
			m ²
			m ²
			m ²
			m ²
合計面積			m ²
交付申請面積(a単位)			a

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
 ※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額	円
--------	---

(3) 耕作等を続ける農地

自作地	
	m ²

※ 耕作等を続ける農地は10a未満である必要があります。(特定農作業委託を行っている農地も自作地に含みます。)
 ※ 借地や特定農作業受託している農地がある場合には、これらを解除する必要があります。

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	有・無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)	<input type="checkbox"/> 該当する
------------	-----	--	-------------------------------

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

地域集積協力金交付申請書

鳥取市長 様

地域集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 -)	都道 府県		市区 町村
	電話	— — —	FAX	— — —	

(1) 交付申請面積及び交付申請金額

所在	地番	地目	面積	機構への貸付年月日
			m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	
交付申請面積(合計面積)			a	

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
- ※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 機構への貸付年月日は、農用地利用集積計画の公告日等を記入してください。

地域名	地域の全農地面積
	a

- ※ 地域の全農地面積はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 地域の外縁が明確にわかる図面を添付してください。

交付申請金額	円
--------	---

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
----------------------------	-------------------------------

個人情報の取扱い

以下の「経営転換協力金交付事業及び地域集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の口印にレ印を必ず御記入ください。

経営転換協力金交付事業及び地域集積協力金交付事業に係る
個人情報の取扱いについて

本事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金
関係機関	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体